

よくある質問（Q&A）

<対象について>

Q1.太陽光発電設備の増設、追加工事の場合でも対象となりますか？

A.太陽光発電設備の増設→増設分が2kW以上、既設分と合わせて10kW未満であり、過去に大分市の太陽光の補助を受けていなければ、対象となります。

追加工事→変更契約または追加契約が平成29年10月1日以降であれば、対象となります。その場合、契約書の写しは変更契約書または追加契約書のみで構いません。

Q2.同一敷地内に住宅とカーポート・倉庫があって、カーポート・倉庫に対象設備を設置し、住宅に連携を行う場合は対象となりますか？

A.対象となります。（住宅に連携しない場合は対象外です。）

Q3.主人名義の住宅に居住しているのですが、主人は単身赴任で市外に居住しています。補助金の対象となりますか？

A.対象となります。補助対象者は設備の契約者となります。ただし、設備の契約者と電力受給契約者が異なる場合は、夫婦関係が確認できる住民票等が必要となります。（親子の場合も同様です。）

Q4.店舗と住宅を兼ねた建物に居住している場合、補助金の対象となりますか？

A.居住の用に供する部分が1/2以上の場合は対象となります。（確認のため、建物の平面図の提出が必要です。）

<申請書類について>

●市税完納証明書

Q1.現在大分市内に居住していない場合は、市税完納証明書は交付されないのですか？

A.過去4年以内に大分市において市税（市県民税、固定資産税、軽自動車税、国保税など）がかかっている方は、市税完納証明書が交付されます。申請される前に、大分市税制課（本庁舎1階、第2庁舎3階）でご確認ください。また、市税完納証明書は大分市税制課と各支所にて交付が可能です。

なお、市税完納証明書が交付されない場合は、市税等滞納調査同意書の提出が必要です。

Q2.市税完納証明書は、本人でなくても交付してもらえますか？

A.業者の方が代理で窓口にて申請される場合は、委任状が必要です。本人でなくても、大分市内に居住している方で、住民票上同一世帯の親族であれば、委任状は不要です。（ただし、本人確認ができるものが必要です。）委任状が必要であるかご不明な方は、念のため委任状をお持ちの上、税制課または各支所の窓口までお願いします。

Q3.市税等滞納調査同意書の現住所は、設備を設置している住所を記入すればよいですか？

A.申請される時点で住民票のある住所をご記入ください。(対象設備を設置している場所が大分市内であれば、現住所は大分市外でも構いません。)

●領収書

Q1.設置設備のみの領収書がないときはどうしたらよいですか？

A.対象設備設置代金以外の代金が含まれた領収書の場合、例えば「太陽光発電設備設置代金を含む」等の文言が記載している領収書であれば受付可能です。

<領収書例>

| | | |
|----------------|-------------------------------------|------------|
| 収入 印紙 | 領 収 書 | No. _____ |
| | | 平成30年5月〇日 |
| | 大分 太郎 様 | |
| | ¥ 34,884,000- | |
| | 但し 太陽光発電設備設置費用として 上記金額正に領収いたしました | |
| 内 訳 _____ | | 大分市荷揚町〇番×子 |
| 性抜金額 _____ | | 大分電気工事株式会社 |
| 消費税額等(%) _____ | | 大分市 次府郎内 |

●写真

Q1.写真は、設置設備が写っているものであればよいですか？

住宅の全景と設置設備が写っている写真が必要です。1枚に収めることが難しい場合は、住宅の全景、設置設備それぞれの写真(計2枚)が必要になります。

●振込口座

Q1.振込口座は本人名義の口座でなくてもよいですか？

A.本人名義の口座以外はお振込みできません。

Q2.振込口座はゆうちょ銀行も指定できますか？

A.ゆうちょ銀行にもお振込み可能です。通帳に記載された記号、番号を店名、口座番号に変換して「大分市再エネ・省エネ設備設置費補助金交付請求書」に記入してください。